

健生食輸発0526第1号
令和8年5月26日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア産ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズのリステリア・モノサイトゲネス)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第1号(最終改正：令和8年5月14日付け健生食輸発0514第1号)により通知したところである。

今般、輸入時の自主検査において、下記の製造者及び製造所により製造されたイタリア産ナチュラルチーズから基準値を超えるリステリア・モノサイトゲネスが検出されたことから、同通知の別添2の1に当該施設を追加し、別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

(IT 03 48 CE) EMILIO MAURI SPA